

「企業誘致業務にかかる新規顧客開拓における情報収集・管理業務及び営業情報取得業務」 委託仕様書

1 事業概要

1.目的・概要

神戸市（以下、「本市」）では、平成17年4月に「神戸エンタープライズ プロモーション ビューロー」を設立し、市が所有する主要な産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク、ポートアイランド第2期、神戸空港島等）や都心エリアへのオフィス等の企業誘致に積極的に取り組んでいるところである。

市場のグローバル化の拡大傾向に伴って、企業の投資行動が国内よりも海外に向かう傾向が顕著である今日、企業誘致の推進のためには、企業の国内設備投資の可能性をできるだけ早期に把握し、本市への投資誘導のための情報発信、関係強化を行っていくことが重要である。

そこで、企業とのネットワークを持ち、企業情報の収集力・分析力に強みのある民間事業者と連携し、国内設備投資の可能性が見込まれる企業を抽出・管理、かつ、いち早くアプローチすることで、成功可能性の高い誘致活動を実現していく。

2.委託業務の内容

委託する業務は、本市が誘致対象とする下記の業種に該当する、若しくはそれら企業が取引をしていると想定される企業等のデータ抽出をする「情報収集管理業務」また、情報収集により得た企業情報に基づいた、「営業訪問許諾、および営業情報の獲得業務」とする。

【本市が誘致対象とする業種】

- ① 医療、航空・宇宙、新エネルギー、IT等の成長分野の関連企業。特に、神戸ならではの優位性を生かせる企業（医療関連企業、シミュレーションの活用が期待される企業、研究開発部門を有する企業）
- ② 比較的投資が堅調な食品、コンビニ関連等の内需関連企業
- ③ 西日本で事業拡大や物流効率化のニーズを有する物流関連企業
- ④ 移転ニーズを抱える企業。東日本大震災以降の事業拠点の分散化や臨海部からの移転、住工混在地域に立地している企業。
- ⑤ オフィスの新設・開設や移転等を検討している企業 等

2 業務内容

本市が誘致対象とする企業等の抽出とプロモーション(営業訪問許諾、および営業情報取得)。

【概要】

(1)本市が誘致対象とする業種に絞り込んだ、見込み顧客となる誘致ターゲット企業群等の抽出・リアルタイムに進捗管理が可能なデータベース(セキュア環境のクラウドサービス)の提供・企業情報(約400万社分)についての最適化サポート。

※データベースの利用に関しては、10名程度可能な状態になることとする。

↓

(2)営業トークスクリプトの作成、および営業情報・アポイントメント取得業務

本市がターゲットとする(1)で得た企業情報のうち、約20社に対する営業情報の取得と約20社の訪問アポイントメントの取得と、データベースへの反映。

※(営業情報)企業担当者の個人情報の取得・継続連絡許可

(アポイントメント)訪問承諾・説明機会の取得。

具体的な企業の選定及び企業の抽出方法や件数、絞込みなどについては、本市担当職員と十分協議するものとする。

※(1)(2)の業務については受託業者が自ら一貫して行うこと。受託業者以外の業者への再委託は認めない。

※受託業者は「プライバシーマーク付与事業者」、または「ISO/IEC 27001 (ISMS) 認証事業者」であること。

3 業務委託機関

契約締結日より3ヶ月間

4 成果品

(1) 業務完了報告書(様式1号のとおりとし、Microsoft Word 又は Excel で作成すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。)

(2) 企業リスト・営業情報の提供

※業務実施完了報告書については、委託期間終了後速やかに提出すること。

※委託期間途中において、業務内容の状況報告を求めることがあるので留意すること。

5 予算額

100万円未満とする。

6 見積書の提出期限と提出場所

(1) 提出期限 平成30年10月22日 17:00必着

(2) 提出場所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(神戸市役所本庁舎1号館23階)

神戸市企画調整局医療・新産業本部企業誘致部企業立地課 永岡

(TEL: 078-322-5329 FAX: 078-322-6072)

7 その他

- ・ 本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。
- ・ 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- ・ 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、別途協議によるものとする。